

# 瑞穂市老人福祉計画 ～1章～

## 1-1 計画策定の背景

- 日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成27年10月1日現在、高齢化率は26.7%となっています。瑞穂市においては、子育て世代の流入により総人口が近年増加していますが、高齢化については着実に進行しています。平成27年に団塊の世代が65歳を迎えた以降、高齢者人口は益々増加しており、特に後期高齢者が急増することが予測されています。高齢化の進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の益々の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。
- また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。
- このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。
- この仕組みを構築していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。
- 瑞穂市では、高齢者の保健福祉に関する施策を推進するため、3年を1期とする「瑞穂市老人福祉計画」を策定しています。平成29年度には、本計画の計画期間（平成27年度～29年度）が終了することから、国や岐阜県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現をめざします。

## 1-4 地域包括ケアシステム

### <地域包括ケア体制の解説>

- 地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。
- 国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

## 1-2 計画の位置づけ

- 老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険法第117条第1項に基づく介護保険事業計画と整合性を図りながら策定します。
  - 介護保険事業については、もとす広域連合で「介護保険事業計画」を策定していますが、介護保険事業のうち、地域支援事業などについては、もとす広域連合を構成する市町によって状況が異なり、各市町で主導し実施すべき事業を含むことから、本計画ではそれらの事業と、介護保険事業以外の保健福祉事業を含むみます。
- <市の上位・関連計画との位置づけ>
- 平成28年度からの10年間を計画期間とする第2次瑞穂市総合計画の高齢者分野として位置づけられるものです。高齢者全般に係る福祉施策のうち介護保険部分は、もとす広域連合が担います。

## 1-5 計画の策定と推進体制

- 本計画の策定にあたっては、高齢者の現状把握が不可欠であることから、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により、高齢者のニーズや地域課題の把握しました。
- パブリックコメントを実施予定（1月）

## 1-3 計画の期間

### <対象期間・目標年次>

- 本計画の対象期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。